

● 里親レスパイト

委託児童を養育している里親が、一時的な休息など援助を必要とする場合に利用できます。HOPEで直接お預かりできることが特徴です！

里親レスパイト利用実績 (R4・R5)

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	0	0	1	0	1	1	2	1	1	0	2	2	11
延べ日数	0	0	2	0	2	5	6	3	3	0	8	6	35

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	1	3	1	1	1	1	1	1	0	1	1	2	14
延べ日数	2	9	3	3	3	4	3	3	0	3	3	7	43

● 一時保護委託

緊急な一時保護を児童相談所から委託を受け地域の保護所として機能します。

一時保護委託利用実績 (R4・R5)

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	0	0	4	2	1	0	1	1	0	0	0	0	9
延べ日数	0	0	30	16	22	0	4	7	0	0	0	0	79

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	0	0	2	0	2	2	0	1	0	2	0	0	9
延べ日数	0	0	4	0	2	5	0	6	0	16	0	0	33

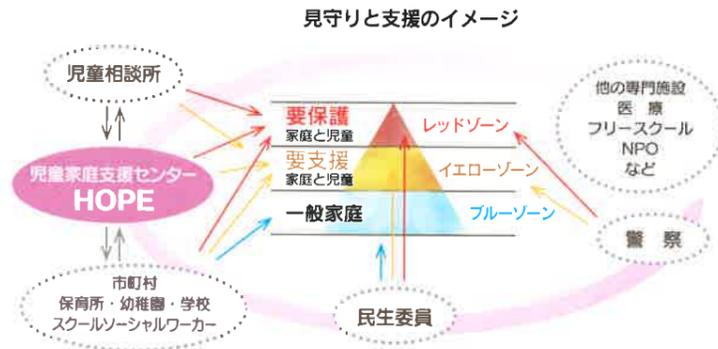
令和5年は前年度より利用減となっている。SS利用の増加により、一時保護委託の受け入れが困難になったことが要因である。

3 関係機関等との連携・連絡調整

さまざまな地域の関係機関と共同して事業展開を行っています。

- さいキッズ未来応援団への参画
- 佐伯市スクールメンタルヘルス推進・充実事業運営協議会への参画
- 佐伯市子ども子育て会議への参画
- 佐伯市内6児童館への相談支援
- 各機関依頼によるケース会議への参画
- おおいた“くらしサポート”事業

さまざまな機関と連携を取り支援につなげています。



4 包括した HOPE の取り組み

サロン活動 (不登校支援・居場所機能・レスパイト機能)

引きこもりがち、不登校、障害など困りを抱えた子どもたちへの居場所の提供、サロン活動によるライフスキルの獲得やSSTを通して子どもたちの自立を目指します。

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ日数	19	12	13	20	15	10	26	17	16	17	8	7	180
実人数	10	7	9	15	11	6	10	7	11	12	5	7	110

令和4年度学年別サロン利用者
延べ40回/年開催



個別サロンでは、やりたいこと、できること、興味のあることを自分で見つけて取り組みます。



信頼できる大人と好きなことを一緒に取り組みます。じっくり時間をかけて取り組んで、一緒に出来上がりを喜びます。



お弁当作りも大切なスキルです。楽しみでもあります♡



お料理は考えて、作って、盛り付けて、おいしく食べる。たくさんのスキルが詰まっています♡



男性も、料理をする時代です！一緒にメニューを考え、時には買い物も一緒に行きます。おいしいと言っ一緒にたべることも目的の一つです。



児童家庭支援センター HOPEの活動効果

HOPEは、24時間365日の支援体制であることや、民間ならではの柔軟性や迅速性を備えていることが大きな強みである。

また、サロン活動のような個別支援の取り組みを多く実施しており、子どもの居場所として大きな役割を果たしている。

更には、ショートステイで相談員が直接子どもをお預かりできることで、子どもの特性や保護者の困りを共有でき、後の相談支援に大きな効果を生むケースをみる事ができた。

関係機関や地域団体との協働と連携により、地域で子どもを見守り育てる環境作りを共に目指していることも成果である。

今後も、社会的養護の地域支援拠点としてソーシャルワークの展開が図れることが目標です。

社会福祉法人 大分県福祉会

児童家庭支援センター HOPE

〒876-0853 大分県佐伯市中村東町3番18号
TEL.0972-28-6317
FAX.0972-28-6324

社会福祉法人 大分県福祉会

児童家庭支援センター HOPE

報告書

令和3年11月 HOPE開所～令和5年3月

社会福祉法人 大分県福祉会

児童家庭支援センター HOPE

実施主体 社会福祉法人 大分県福祉会
児童養護施設 森の木

開所まで

令和3年

- 1月22日 県南地域児童家庭支援センター設置説明会(大分県)
- 3月19日 企画提案書県提出(大分県)
- 3月26日 県南地域児童家庭支援センター設置提案審査会
- 3月31日 事業採択(大分県)
- 6月28日 日本財団との協議
- 9月22日 社会福祉法人大分県福祉会理事会承認
- 9月24日 日本財団との契約締結
- 11月27日 県南地域児童家庭支援センター設置認可(大分県)
- 11月30日 域児童家庭支援センター HOPE開所

社会福祉法人 大分県福祉会
(大分県大分市顕徳町1丁目13-17)

- 森の木(児童養護施設)
- 別府厚生館(母子生活支援施設)
- 清明あけぼの(障害児入所施設)
- 相談支援事業所うえの園
- うえの園(障がい者入所施設)
- 滝尾保育園
- 明野しいのみ保育園
- 児童家庭支援センターゆずりは
- 児童家庭支援センター HOPE

概要

職員配置

- センター長 …… 1
- 心理士 …… 1
- 相談支援員 …… 3

相談方法

- 電話相談
- 訪問相談
- 来所相談
- 心理療法
- メール、手紙相談

相談対応

- 365日24時間電話対応
- 面接等相談者に合わせた対応

預かり機能

- ショートステイ
- 里親レスパイト
- 一時保護委託

地域支援事業

- * 要保護児童対策地域協議会参画(佐伯・白杵)
- * サロン(不登校支援・居場所機能)の開催
- * 佐伯市支援対象児童等見守り強化事業(佐伯市)
- * 児童館等への虐待対策支援
- * 里親支援
- * おおいたくらしサポート事業
- * 子ども家庭総合支援拠点事業業務委託(白杵市)
- * 指導委託

支援対象地域

- 佐伯市、白杵市、津久見市、豊後大野市



児童家庭支援センター HOPE (ほーぷ) は「子どもたちが希望にあふれ成長する場所」でありたいと願い命名しました。

子育てにかかわる関係機関の皆様や、地域の皆様と共に、子育てを全力で応援し、子ども一人ひとりの最善の利益を追求していきたいと考えています。

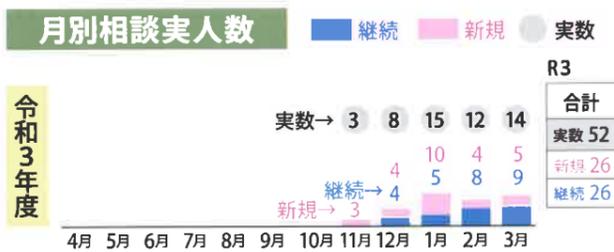


大分県佐伯市の現状 (佐伯市学校教育情報サイトR4資料)

人口	66576名
世帯数	32980戸
面積	903,14平方キロメートル
小学校	20校 2942名
中学校	12校 1549名
高等学校	3校 1467名

佐伯市は、大分県南東部に位置し、大分県で一番面積の広い町です。学校も広域に点在しています。

1 地域・家庭からの相談実績



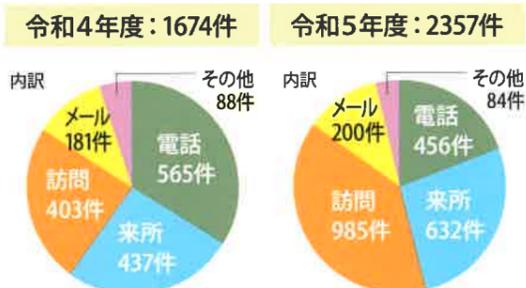
地域・家庭からの相談件数は、令和3年11月開所から増加している。新規相談者は、令和4年・令和5年と大きな変化は見られないが、継続相談数は増加している。個別訪問や来所の頻度を増やし、心と生活の安定を重要視した。要保護児童対策地域協議会の役割分担での訪問から継続相談につながるケースも増加した。



プレイルーム

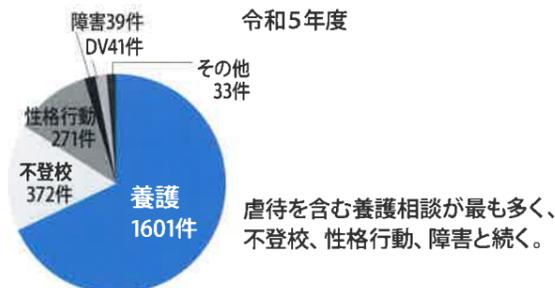
子どもたちと作った庭

相談延べ件数



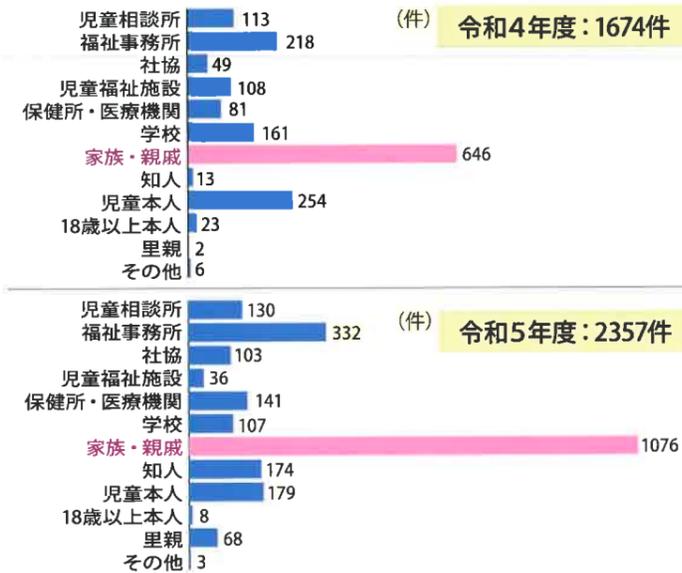
- 相談延べ件数も年々増加している。
- 初回の電話相談から訪問や来所につながる活動を展開している。
- 不登校の児童生徒の訪問支援や来所での活動展開を実施し、登校や教育機関等関係機関につながるケースも増えてきた。また、自分の好きな活動や興味のある活動と一緒に探したり、遊びを選択したりすることで、自分を知る活動となっている。

相談・指導内容の種別延べ件数



養護相談では、児童相談所や市役所との連携により、その支援を重層的に提供することが可能となった。また、佐伯市には、児童生徒を取り巻く福祉サービス（機関）が不足しており、柔軟な活動や取り組みを提供できるHOPEにつながりやすくなっていると考えられる。不登校児童生徒の支援では、登校支援や訪問支援、サロン活動への促しなどを経て社会的自立を目標としている。※種別では、主訴は虐待を含む養護が最も多くなっているが、障害や不登校等複合的な要因であることが殆どである。

相談経路別受付延べ件数



- 相談の入り口としては、家族親戚が最も多いが、つながった後は子どもからの発信が多いことも特徴である。児童生徒自らの相談や発信をしっかりと受け取る関係づくりや活動環境を提供していることが子どもからの発信に繋がっていると考えられる。
- 児童相談所や市町村からの受け付けも多く、児童家庭支援センターの専門性や、活動の柔軟性が求められていることが見て取れる。
- 社会福祉協議会等からの子育て家庭の生活困窮の相談も増加している。貧困もまたネグレクトなど虐待の大きな要因となっている。



ショートステイ居室

キッチン

相談室

2 市町村の求めに応じる事業

● 要保護児童対策地域協議会への参画

(佐伯市・臼杵市) (毎月1回の定期開催)

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童支援のため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要。会議内で、情報共有と責任体制の明確化を図る。

● 臼杵市子ども家庭総合支援拠点事業

(心理士2名/月派遣)

妊産婦並びに0才から18才未満の全ての子どもとその家庭等を対象に、子育てに関する制度やサービス等の情報提供や、心配ごとの相談に応じ、解決に向けての支援をする。

● ショートステイ(子育て短期支援事業)

養育者の入院、体調不良等、一時的に困難な状況になったときに市役所に申し込みをして、利用できます。HOPEで直接お預かりできることが特徴です!

【利用人数: 2家族4名まで受入可能】

● 佐伯市支援対象児童等見守り強化事業

(佐伯市との協働事業)

子ども等の居宅を訪問するなどして、家庭の状況把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守りを継続的にを行います。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども数	13	17	18	18	15	15	14	21	22	22	22	22
訪問回数	22	28	31	34	25	29	32	25	32	44	37	44

一週間に1回の継続的訪問で、保護者が安心して相談できる関係を育みます。子どもたちは、HOPEサロンの参加につながったり、一緒に買い物をしたりと社会経験を積むことにもつながっています。



週1回、3ヶ月を目途にお弁当や、食材、日用品等を届けます。子どもの安否確認や必要なサービスに繋げることが目的です。虐待等の抑止力にもなります。

ショートステイのようす



HOPEでは、家庭と同じような雰囲気と時間をつくります。

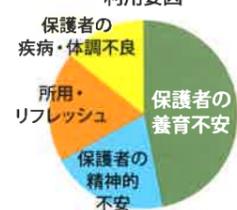
お花を買って植えつけます。2ヶ月もすると花盛りです。結果をイメージしたり、未通しを立てて取り組むことを学びます。次の利用を楽しみに待つこともできるようになります。

ショートステイ利用実績 (R4・R5)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和4年度	0	0	3	3	2	2	1	4	5	1	6	10	37
延べ日数	0	0	12	6	5	5	3	11	11	2	16	10	81
令和5年度	4	6	7	6	5	4	3	8	5	3	3	6	66
延べ日数	20	12	14	12	10	7	9	32	10	6	7	15	154

※児童家庭支援センターHOPE開設前
令和3年度の佐伯市SS利用実績4名8日
市外の養護施設等と調整し保護者の送迎にて利用可能となり、養育力の低い家庭には利用しづらかった。

R5 ショートステイ 利用要因



- HOPE開所前、佐伯市での子育て短期支援事業の利用児童は4名であった。利用したい保護者が、預かり施設のある大分市(往復2時間)までの送迎が必要であるため利用しにくくハードルがあった。
- 市内にHOPEができたことで、利用しやすくなったことが利用増の大きな要因の一つであると考えられる。
- 令和4年度は令和3年度の10倍利用、令和5年度は令和4年度の2倍となっており、需要の高さを感じる。
- 保護者の養育不安や精神的不安が大きな利用理由であるが、子どもの発達や特性が相まっているケースが多くなる。